

第2次訴訟(江戸川区スーパー堤防仮換地処分取消)は4月20日判決！ 第3次訴訟(江戸川区スーパー堤防工事差止等請求)は3月8日に結審

(江戸川区スーパー堤防仮換地処分取消訴訟)

第2次訴訟『判決』期日のお知らせ

期日：4月20日(水)
午後3時より

場所：東京地方裁判所
803号法廷

交通：東京メトロ「霞ヶ関」
日比谷線・丸の内線
A1出口 1分

判決日にちなんで、再録しました。

安中茂作のスーパー川柳
第一四弾



(江戸川区スーパー堤防工事差止等請求訴訟)

第3次訴訟 第6回口頭弁論期日

最終弁論、結審となります。

期日：3月8日(火)
午後2時30分より

傍聴券配布は午後2時

場所：東京地方裁判所
103号法廷

交通：東京メトロ「霞ヶ関」
日比谷線・丸の内線
A1出口 1分

◎報告集会は、衆議院第1議員会館
第4会議室(地下1階)で行います。

◎開会時間は、弁論の進行によりますが、3時30分頃の予定です。

*どうぞご参加ください。

(表面より)
渡部委員長 昭和40年以降、内水氾濫対策は
かなりやってきた。内水対策をおざなりにして
結論を出せ、とは言っていない。

1 建設委員会傍聴記 1

須田委員 次回に結論を出す。
本西委員 結論を出す。

渡部委員長 では次回の3月11日に結論を

出す。本日は継続とする。

◇ ◇